

第17回菊池地域医療構想調整会議

次 第

日 時： 令和7年（2025年）12月16日（火）
午後7時～（2時間程度）

場 所： 県北広域本部総合庁舎別館2階大会議室

I 開 会

II 議 事

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 有床医療機関の役割変更について | 【資料1】 |
| 2 菊池圏域における病床整備について | 【資料2】 |

IV 閉 会

第17回菊池地域医療構想調整会議 委員(出席者)名簿

(五十音順・敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
医療関係	井上 隆一	公益社団法人 熊本県看護協会 菊池支部 支部長	
	緒方 宏臣	地域医療支援病院 (独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター 院長)	
	米田 義典	診療所代表 (米田産婦人科医院 院長)	
	城 敦哉	一般社団法人 菊池郡市歯科医師会 会長	
	多森 靖洋	病院代表 (川口病院 院長)	
	樽美 光一	一般社団法人 菊池郡市医師会 会長	
	信岡 謙太郎	回復期機能を担う医療機関代表 (菊池中央病院 副理事長)	
	信岡 幸彦	一般社団法人菊池郡市医師会 副会長(地域医療構想担当) (中山記念病院 院長)	
	馬場 太果志	慢性期機能を担う医療機関代表 (東熊本第二病院 院長)	
	都 亮一	公益社団法人 熊本県薬剤師会 菊池支部 支部長	
	宮本 浩光	在宅医療を担う医療機関代表 (宮本内科クリニック 院長)	
	山下 建昭	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (独立行政法人国立病院機構菊池病院 院長)	
介護	土屋 政伸	熊本県老人福祉施設協議会代表 (ヒューマン・ケア こうしの杜 施設長)	
保険	新改 勝也	熊本県保険者協議会代表 (熊本銀行健康保険組合 常務理事)	
市町	荒木 義行	合志市長	【代理】健康福祉部長 後藤 章博
	江頭 実	菊池市長	【代理】健康福祉部長 古吉 京子
	金田 英樹	大津町長	【代理】健康福祉部長 大隈 寿美代
	吉本 孝寿	菊陽町長	【代理】健康福祉部長 梅原 浩司
県	稻田 知久	熊本県菊池保健所長	

第17回菊池地域医療構想調整会議 配席図

県北広域本部総合庁舎2階 大会議室

(マイク:開始時マイク)

稻田 知久 委員 樽美 光一 委員

※五十音順

議長控席	(副議長)		(議長)		傍聴席						
	○	○	○	○							
宮本 浩光 委員 ○					○ 井上 隆一 委員						
山下 建昭 委員 ○					○ 緒方 宏臣 委員						
土屋 政伸 委員 ○					○ 米田 義典 委員						
新改 勝也 委員 ○					○ 城 敦哉 委員						
荒木 義行 委員 ○					○ 多森 靖洋 委員						
【代理】健康福祉部長 後藤 章博 様					○ 信岡 謙太郎 委員						
江頭 実 委員 ○					○ 信岡 幸彦 委員						
【代理】健康福祉部長 古吉 京子 様					○ 馬場 太果志 委員						
金田 英樹 委員 ○					○ 都 亮一 委員						
【代理】健康福祉部長 大隈 寿美代 様											
吉本 孝寿 委員 ○											
【代理】健康福祉部長 梅原 浩司 様											
報道	○	○	○	○							
	○	○	○	○							
	○	○	○	○							
(事務局:菊池保健所、医療政策課)											
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>						○					
○											
<table border="1"> <tr> <td>浦上</td> <td>木村</td> <td>御手洗</td> <td>桑木</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						浦上	木村	御手洗	桑木		
浦上	木村	御手洗	桑木								
<table border="1"> <tr> <td>田淵</td> <td>後迫</td> <td>井本</td> <td>新井</td> <td>立花</td> <td></td> </tr> </table>						田淵	後迫	井本	新井	立花	
田淵	後迫	井本	新井	立花							
受付											

菊池地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、菊池構想区域（以下「構想区域」という。）に菊池地域医療構想調整会議（以下「菊池地域調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 菊池地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 菊池地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 菊池地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、菊池地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 菊池地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 菊池地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、菊池地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 菊池地域調整会議の庶務は、熊本県菊池保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、菊池地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。